

別表（第2条関係）

補助事業名	外国人介護職員コミュニケーション支援事業
補助事業の目的	外国人介護人材確保にかかる制度が整備され、外国人介護人材の参入が増加している。この外国人介護人材について、日本人職員と緊密なコミュニケーションを確立し、早期のスキルアップ及び職場への定着を図ることを目的として、受入施設の多言語翻訳機の導入を支援する。
補助事業の対象となる者	外国人介護人材（介護技能実習生、特定技能（介護）等（在留資格「介護」、留学生は対象外））を受け入れる県内の介護施設、事業所
補助事業の対象となる経費	多言語翻訳機の導入のために必要な経費（多言語翻訳機の台数は介護施設、事業所ごとの外国人介護人材の数を上限とする。）
補助率	2/3
補助金の額	<p>1 総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と補助基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>2 1により選定された額に補助率(2/3)を乗じて得た額を交付額とする。（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。） ただし、予算の範囲内とする。</p> <p><b>【補助基準額】</b> 1台あたり30千円（但し、5台を上限とする。）</p>
適用除外する項目	
その他	

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条	(添付書類) 1 外国人介護職員コミュニケーション支援事業所要額調書 (様式 1-1) 2 事業計画書 (様式 1-2)
	(指定期日) 別に定める日
第7条第1項	(軽微な経費配分の変更)
	(軽微な事業内容の変更)
	(添付書類) 第3条に準じる。
	(指定期日) 必要の生じた日から20日以内。 ただし、当該年度の3月31日を限度とする。
第11条	(添付書類) 1 外国人介護職員コミュニケーション支援事業精算調書 (様式 2-1) 2 事業実績報告書 (様式 2-2)
	(指定期日) 事業完了後30日以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日
第19条第1項	(処分制限期間) 平成20年厚生労働省告示第384号「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」に定める期間。